



## 私的病医院特定退職金共済

# 『従業員の退職金積立』

－掛金は全額経費になります－

医業経営の重要な課題の一つとして、従業員の退職金が挙げられます。優秀な人材を確保し、定着性を高めるために、日頃から準備しておく必要があります。

『私的病医院特定退職金共済』は、昭和57年に発足していますが、現在加入病医院は695件、加入者数3,500名を超え、退職金支払の実績も順調で病医院に適しているものであります。何よりも掛金の全額を経費に計上できることが、経営的な利点であります。

### 【特長・内容】

- (1) この制度に加入できるのは、広島県内における非官公立の病医院及びこれらの関連事業を営む事業所です。
- (2) 青色申告の個人事業主、医療法人の負担する掛金は、**全額必要経費又は損金に計上**できます。従業員の給与所得にはなりません。
- (3) 掛金月額は、**1人1口1,000円から30口30,000円まで**加入できます。
- (4) 退職金の給付は、**入会1カ月後から支給**されます。**死亡退職の場合は退職一時金に1口につき10,000円加算**した額が支給されます。
- (5) 加入期間10年以上、かつ満65才以上で退職した被共済者から申し出があったときは、10年を支給期間とした**退職年金で受け取ることができます**。
- (6) 掛金は**診療報酬から引き去り**ます。
- (7) 毎月20日までにお申し込みいただければ、翌月1日の加入となります。また、退職時は25日までにご請求手続きをしていただいた場合、翌月中旬に退職一時金の振り込みを行います。

「注」退職給付金はすべて退職者宛に給付されます。また、中途解約ができないことになっていますので、将来の退職支給額を十分考慮され、それに見合った掛金を設定していただくことが肝要であります。

●給付額試算表 (積立金額—退職一時金額—) (円)

	1 口	5 口	10 口
1年	約 11,230	約 56,150	約 112,300
2	22,530	112,650	225,300
3	33,890	169,450	338,900
4	45,320	226,600	453,200
5	56,810	284,050	568,100
10	115,240	576,200	1,152,400
15	175,320	876,600	1,753,200
20	237,100	1,185,500	2,371,000
30	365,960	1,829,800	3,659,600

- (注) ◎ 給付額試算表は現在の予定利率 (0.75%) に基づき計算しておりますが、予定利率は将来変更される場合があります。
- ◎ 給付額試算表には、配当金を加味しておりません。また、配当金は、年度ごとの運用実績により変動します。
- ⌋ 年度途中の脱退については、その年の配当金は支払われません。
  - ⌋ 配当金が生じた場合には、積立金の積増に充当されます。

### 【申込先】 広島県医師協同組合内

財団法人 私的病医院特定退職金共済会 電話 (082) 232-8800  
 委託会社/日本生命保険相互会社

※ 医師協ホームページ <http://www.hmca.or.jp>